

佐倉市市民農園利用要領

(目的)

第1条 この要領は、農業者以外の者が野菜、花等を栽培して、自然にふれあうとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に、本市が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び所在地)

第2条 佐倉市市民農園（以下「農園」という。）の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

(利用上の制限)

第3条 農園は、野菜、草花等の園芸作物の栽培にのみ利用できるものとする。

(利用資格)

第4条 農園を利用することができる者は、市内に住所を有する者とする。ただし、飯野台ふれあい農園については、この限りではない。

(区画面積)

第5条 農園の区画面積は、1区画当たり30平方メートル又は100平方メートルとする。

(区画制限)

第6条 農園を利用する者（以下「利用者」という。）は、本市が承諾した区画を利用するものとし、本市は、利用者1人又は1世帯につき1区画を貸し付けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、貸付農地の残余が生じたときは、利用者1人又は1世帯につき2区画まで貸し付けることができるものとする。

(利用期間)

第7条 農園の利用に関する承諾（以下「承諾」という。）の期間は、原則として4月1日から翌年3月末日までの1年間とする。ただし、当該期間が満了するとき及び中途解約をしようとするときは、1週間前までに利用区画を原状に回復し、返還するものとする。

2 農園の利用は、1回（1年間）に限り更新できるものとする。

(募集方法)

第8条 貸付けを受けようとする者の募集は、こうほう佐倉による一般公募により行う。

2 農園を利用しようとする者の募集は、葉書等により必要事項を記入したもの 提出することによって利用の申込みとする。

(補充公募)

第8条の2 利用者の中途解約により利用区画に残余が生じた場合は、当該利用区画について募集（以下「補充公募」という。）を実施する。

2 補充公募を行った利用区画の利用期間は、前利用者の利用期間の残期間とする。

(申込みに対する承諾)

第9条 市長は前条の申込みがあったときは、第4条に規定する利用の資格の有無を審査し、承諾するものとする。この場合において、申込みが募集数を超えるときは、抽選により決定し、補充公募により申込みを受けたときは、先着にて決定する。

- 2 市長は、前項の規定により承諾することを決定した者に対して、承諾書（別記様式第1号）を交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により承諾しないことを決定した者に対して、その旨を通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(賃料)

第10条 賃料は、次の表の右欄に定める額とし、利用者は納入通知付書を受けたときから指定された期日までに納入するものとする。

利用区画単位	利用面積	賃料
1 区画	30 平方メートル	10, 180 円
	100 平方メートル	30, 550 円

- 2 補充公募による利用者の賃料は、月割額とし、1円未満は切り捨てるものとする。
- 3 公的機関が借受しようとするときには、別途協議するものとする。

(賃料の還付)

第11条 既に納入した賃料は、還付しない。ただし、利用開始後1か月以内に利用の解約を申し出たとき及び市が農園を休廃園したときは、この限りでない。

(利用者の責務等)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、農園の有効利用等に努めるものとする。

- (1) 営利を目的として作物を栽培してはならない。
- (2) 果樹・花木等の永年性のある作物を栽培してはならない。
- (3) トウモロコシ等背の高い作物は、隣接の区画の日照を妨げる恐れがあるので十分注意して栽培すること。
- (4) 建物及び工作物を設置してはならない。
- (5) 利用を承諾された区画を第三者に転貸しないこと。
- (6) 栽培に伴い発生したゴミ等は各自持ち帰り、常に美化に努めること。
- (7) 利用区画は、残滓及び雑草除去に務め、美観を損なわないよう適切な栽培管理を心掛けること。
- (8) 近隣の土地又は指定された区画以外に立ち入ったり、不法駐車等近隣の住民及び他の利用者に迷惑を及ぼさないよう注意すること。
- (9) その他農園の運営目的に反する行為をしてはならない。
- (10) 種苗、肥料、資材、農具等は、利用者が自己負担にて用意するものとする。

(利用者の権利)

第13条 利用者は、農園の利用に伴う地上権、耕作権等の権利は有しない。

(届出事項)

第14条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、解約届及び変更届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(1)利用を解約しようとするとき。

(2)利用者の住所又は代表者の変更があったとき。

(利用の解約)

第15条 市長は、次の各号にいずれかに該当するときは、承諾を解約することができる。

(1)第12条第1号から第9号までの各号のいずれかに違反した事実があり、当該事実が農園の運営を妨げるとき。

(2)利用者が承諾の解約を届け出たとき。

(3)利用者が正当な理由なく農園を利用しないとき。

(4)市が農園を休廃園する必要があるとき。

(5)指定する期日より1か月を経過しても賃料の納入がないとき。

2 市長は、前項の規定により承諾を解約する場合は、解約通知書（別記様式第4号）により通知する。

(免責条項)

第16条 市長は、農園における利用者の作業事故等による負傷、盗難、天災又は病害虫その他の原因及び事由による損害に対し、一切の責任を負わない。

2 利用者が利用資格を喪失した場合、農園に残存された耕作物の補償は一切行わない。

(雑則)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成6年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月16日決裁佐農第282号）

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	所在地	面積 (m ²)	土地の権利
生谷市民農園	生谷字境堀 1 6 0 8—1 生谷字境堀 1 6 0 8—1 0 生谷字境堀 1, 6 0 8-1 0 8	6, 8 5 5	賃借権
大篠塚市民農園	大篠塚字上代 1 2 2 1—1 大篠塚字上代 1 2 2 1—2 大篠塚字上代 1 2 2 3 大篠塚字上代 1 2 2 4 大篠塚字上代 1 2 2 5	1 3, 1 1 6	賃借権
飯野台ふれあい農園	土浮字遠見 5 1 6 土浮字遠見 5 1 7 土浮字遠見 5 1 8 土浮字遠見 5 1 9	5, 6 5 1	賃借権

別記

様式第1号（第9条関係）

第 号
年 月 日

承 諾 書

様

佐倉市長

印

お申し込みいただきました
とおり承諾いたします。

年度の佐倉市市民農園の利用について、下記の
記

農園名	市民農園					
利用期間	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日から	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日				
利用区画 番号	No. <input type="text"/>					
賃料	円 <input type="text"/>					
《注意事項》						
<ol style="list-style-type: none">佐倉市市民農園利用要領を遵守すること。本承諾書到着後、上記期日より使用を許可する。利用料金の支払いについては、納入通知書により速やかに納付して下さい。その他市民農園利用要領第12条参照						

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月
日 日

通 知 書

様

佐倉市長

印

お申し込みいただきました 年度の佐倉市市民農園の利用について抽選の
結果、貸付することができませんので通知いたします。

様式第3号（第14条関係）

年 月 日

解 約 届 及 び 変 更 届

（宛先）佐倉市長

届出者 住 所
氏 名

このことについて、下記により届出します。

農 園 名	市民農園	区画 N o 一
期 日	年 月 日	で 解約 願います。 変更

解 約 届	理 由	
-------	-----	--

変 更 届	変 更 前	〒285- 住 所 氏 名
	変 更 後	〒285- 住 所 氏 名 電話 ()

様式第4号（第15条関係）

第 号
年 月 日

解 約 通 知 書

樣

佐倉市長

印

年 月 日付け第 号をもって承諾した佐倉市市民農園
の利用について、下記の理由により解約したので通知いたします。

記

農園名	市民農園
区画	No.—
理由	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>